

一般社団法人鳥取県労働基準協会ホームページ
<http://www.tottori-rouki.or.jp/>

鳥取労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/>

発行所 一般社団法人鳥取県労働基準協会
 鳥取市若葉台南1-17

TEL(0857)52-7300 FAX 52-7311

編集責任者 村澤 幸二

新年のご挨拶



一般社団法人
鳥取県労働基準協会
会長 鶴石 健治

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、新春を健やかにお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、コロナによる諸般の影響も薄れ、予定した各種事業を概ね順調に推進できましたことは、会員各位のご協力のもとより、行政当局のご指導の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、最近の県内経済動向は「一部に弱さが残るも、下げ止まりの動き」との基調判断が示されていますが、戦火の止まない不穏な国際情勢の下、円安・物価高による原材料の高騰・不足状況は続き、会員企業の運営にもこれらの影響は大きいものと拝察いたします。

県内の労働災害は、平成28年頃までは着実に減少して来ましたが、その後増加傾向に転じ、高止まりの状況を呈していたところ、昨年は漸く減少に転じました。本年も引き続き、鳥取労働局策定の「第14次労働災害防止推進計画」に則った安全衛生活動の先進的な展開が求められています。

人口減少社会の到来、産業構造・就業構造の変化、働き方の多様化等長期的な社会環境の変化の波を迎えている中、誰もが健康で生きがいを感じながら働き、生活できる社会を実現するためには、働き方改革を推進し、労働環境のさらなる改善を図ることが重要となっています。

当協会では、これらの課題に関し、会員の皆様の取組の一助となりますよう、各種安全衛生教育や労務管理講習会の実施、法改正等の情報提供や無料相談等の事業を行い、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与してまいり所存ですので、一層のご支援をお願い申し上げます。

この巳年の一年が、脱皮して以て大蛇と成るごとく、経済成長の年となることを念願し、会員の皆様にとって明るく良い年でありますよう心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

謹んで新春のご祝詞を申し上げます
 令和7年元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会
 会長 鶴石 健治
 副会長 永東 康文 副会長 馬野 慎一郎
 専務理事 村澤 幸二 ほか 職員一同



鳥取労働局
局長 平川 雅浩

明けましておめでとうございます。

新年を迎え、皆様のご健康とご繁栄を心からお祝い申し上げます。また、一般社団法人鳥取県労働基準協会及び会員事業場の皆様方には、労働災害の防止、働き方改革の推進など労働行政の円滑な運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の雇用情勢をみますと、多くの業種で人手不足が続いております。中長期的にも少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に直面しており、働く方のニーズが多様化する中、様々な方が個々の事情に応じて活躍できる働きやすい環境を作ることが重要となっております。

長時間労働対策については、トラック等自動車運転者、建設業、医師について、昨年4月から時間外労働の上限規制が適用されています。各事業場で定着が進むよう、引き続き鳥取労働局及び各労働基準監督署において丁寧に周知や支援を行うとともに、各業界団体とも連携して取り組んでまいります。

また、県内の労働災害の状況をみると、高齢労働者の労働災害や、「転倒」や「腰痛」といった、労働者の作業行動に起因するいわゆる行動災害が高止まりの状況にあるほか、従来からある「墜落・転落」や「はさまれ・巻き込まれ」災害も多く発生しています。

このような状況も踏まえ、鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画に基づき、行動災害の防止、高齢者、外国人次第のほか、業種別の労働災害防止対策、化学物質の自律的な管理による健康障害の防止、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立を含む産業保健活動等に引き続き取り組むことで、労働災害の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることとしています。

本年においても、これらの労働施策に皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会並びに会員事業場の皆様方の今後の益々のご発展とご健勝を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます
 令和7年元旦

◆鳥取労働局
 局長 平川 雅浩 総務部長 吉野 明彦
 雇用環境・均等室長 岡田 節子 労働基準部長 前田 憲孝
 監督課長 古山 知諒 賃金室長 中塚 隆
 健康安全課長 大内 崇徳 労災補償課長 寺内 大武

令和6年度(第49回)鳥取県産業安全衛生大会を開催

10月31日、米子市文化ホールにおいて令和6年度(第49回)鳥取県産業安全衛生大会が開催されました。大会は県内の事業者、安全衛生担当者等が一堂に集い、優良事業場、功績者に対する表彰や最新の課題に対応した講演等を通じて、さらなる職場の安全、労働者の健康管理を進めるもので、11月7日から年末までの55日間を無災害で過ごす「ゼロ災55」無災害運動のスタートに合わせ実施されました。

主催者を代表して 鶴石健治 鳥取県労働基準協会長が挨拶した後、主唱者の平川雅浩 鳥取労働局長の挨拶、中原美由紀 鳥取県西部総合事務所長の来賓祝辞がありました。次に表彰式に移り、鳥取労働局長表彰ではエブソンリペア㈱(鳥取市)が優良賞、花王ロジスティクス㈱米子第2センター(米子市)並びに㈱鳥取銀行本店(鳥取市)が奨励賞を受賞したほか、各労働災害防止団体の表彰が行われました。講演では、NOK㈱鳥取事業場 業務部長 中杉聡 氏から安全衛生活動の事例発表、鳥取労働局健康安全課長 大内崇徳 氏から「ゼロ災55」無災害運動への取組説明、BSS山陰放送アナウンサー 大田祐樹 氏、同じく 松原佑基 氏から「災害時に必要とされるラジオ・テレビであるために」と題した特別講演がありました。最後に当協会西部支部 森安誠 副支部長が大会宣言を読み上げ、参加者全員で労働災害防止を誓い大会を終えました。会員各位の多数のご参加をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。令和7年度は鳥取市で開催する予定となっています。

当協会関係では、次の方々が受賞されました。

☆鳥取県労働基準協会会長賞

(安全関係) 山口電業㈱ (鳥取市)
NX境港海陸㈱ (境港市)
新陽電気㈱ (倉吉市)
(衛生関係) 林純薬工業㈱鳥取工場 (鳥取市)
㈱門永水産 (境港市)
㈱新木コーポレーション (東伯郡北栄町)

☆鳥取県労働基準協会東部支部長賞

(安全関係) 西村電機工業㈱ (鳥取市)
(衛生関係) 共和薬品工業㈱鳥取工場 (鳥取市)
(無事故永年勤続者) 宮井 昌吉
(中国電力ネットワーク㈱鳥取ネットワークセンター)

ほか15名

☆鳥取県労働基準協会西部支部長賞

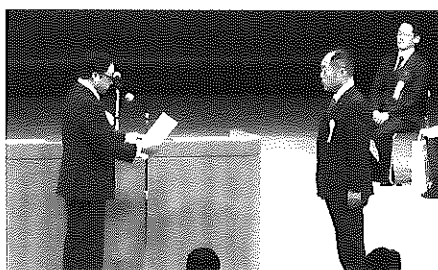
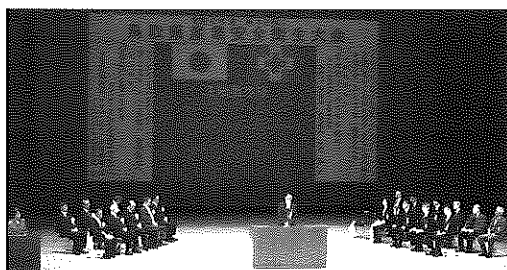
(安全関係) 日ノ丸自動車㈱米子支店 (米子市)
(衛生関係) ㈱山陰放送 (米子市)
(無事故永年勤続者) 大呂 智幸
(一財)中国電気保安協会山陰支店米子営業所)

ほか67名

☆鳥取県労働基準協会中部支部長賞

(安全関係) 神鋼機器工業㈱ (倉吉市)
(衛生関係) ㈱チュウブ (東伯郡琴浦町)
(無事故永年勤続者) 俵 美鈴(㈱井木組)

ほか40名



鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金が改正されました

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額(発効日)
鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額 963円 (令和6年12月19日 発効)
適用が除外され、鳥取県最低賃金が適用される者	
①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組立」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者	

(注)・派遣就労中の労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。

・使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する義務があります。

・「鳥取県最低賃金」は令和6年10月5日から時間額957円に改正されています。

詳しくは、鳥取労働局労働基準部賃金室

(☎0857-29-1705) 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

冬の転倒を防ごう！

冬季は路面の凍結や積雪により、転倒災害の増える時期です(下グラフ参照)。

また、今季は日本海の海面水温が平年より高く、寒気の流入により急に大雪になる可能性があるとの予報が出ています。

以下を参考に転倒災害防止対策を講じて、冬季の転倒災害ゼロを目指しましょう。

1. 気象条件の把握

- ・気象情報(積雪、凍結など)を把握し、早めに労働者に周知し、対策を講じること。
- ・天候が悪化し、交通機関に遅れなどが予想される場合、休日、勤務時間、出張などの変更を検討すること。
- ・警報、注意報等発令時の対応マニュアルを作成し、会社内で周知すること。

2. 通路などでの対策

- ・積雪、凍結などにより転倒のおそれの高い箇所にカラーコーンを置くなどして、通行の際の注意喚起を図ること。
- ・降雪した通路の除雪、凍結した通路への融雪剤散布など、安全通路の確保を行うこと。
- ・滑りにくい靴を使用させること。
- ・急がず、ゆっくりと小さい歩幅で、靴の裏全体をつけて歩行すること。
- ・ポケットに手を入れたり、両手で物を持って歩行しないこと。

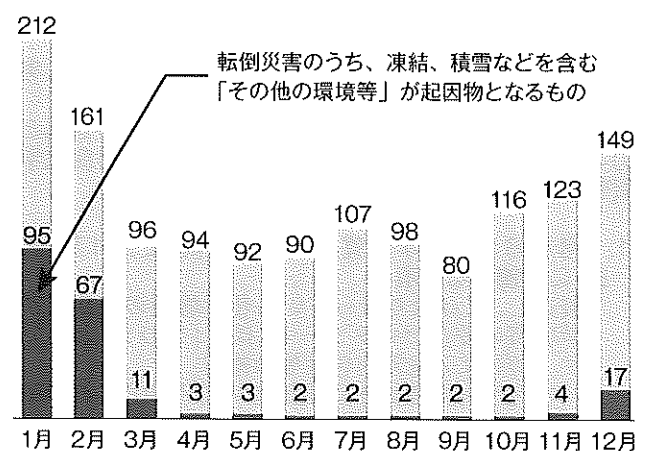
- ・会社内敷地、駐車場などで過去滑った場所、ヒヤリハット情報で得た場所などの職場の「危険マップ」を作成し、労働者に周知すること。

3. 高齢労働者に配慮した対策

- ・身体機能の低下を補う設備(明るさの確保、滑り止めの設置など)の対策を講じること。
- ・柔軟性、筋力を高めるストレッチ、運動などを取り入れ、基礎的な体力、生活習慣の改善に取り組むこと。

直近10年間(平成26年から令和5年まで)における月別の転倒災害発生状況

(鳥取労働局管内における休業4日以上死傷者数(全産業))



労働者死傷病報告は電子申請による提出が義務化されました

令和6年3月18日に公布された「じん肺法施行規則等の一部を改正する省令」により、次の各種報告については本年(令和7年)1月1日から原則として電子申請による報告が義務となりました。

- ①労働者死傷病報告
- ②総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ③定期健康診断結果報告
- ④心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ⑤有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ⑥有機溶剤等健康診断結果報告
- ⑦じん肺健康管理実施状況報告

特に、労働者死傷病報告については、入力内容(方法)も改正されています。

- ①入力項目の「事業の種類」、「被災者の職種」、「傷病名及び傷病部位」及び「国籍・地域及び在留資格」については、該当するコードを選択します。
- ②「災害発生状況及び原因」は記入欄が留意事項別に5分割されました。
- ③略図欄にはイラスト等の「略図」のデータを添付します。

なお、手書きなどで作成した「略図」は、携帯電話等で撮影し、その写真データを添付することも可能です。

電子申請に当たっては、厚生労働省のポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」の活用により、帳票の作成・印刷のほか、e-Govを介して直接電子申請することが可能となります。

鳥取労働局では、労働者死傷病報告の報告事項の改正内容、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」へのリンク、労働者死傷病報告の電子申請方法マニュアル等をホームページに掲載していますので、電子申請の実施にご活用ください。



令和6年度化学物質管理 強調月間が実施されます

スローガン：正しく理解 正しく管理
化学物質と向き合おう
期 間：令和7年2月1日～28日

厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和6年4月から施行しているところです。

この度、新たな化学物質管理に係る国際的な動きや化学物質規制が幅広い産業に適用されることを契機とし、厚生労働省及び中央労働災害防止協会が主唱し、経済産業省、環境省及び関係労働災害防止団体等の協力のもと、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図るため、化学物質管理強調月間が創設されることとなりました。

本月間は令和7年2月を第1回とし、毎年2月に実施されます。

つきましては、各事業場におかれては、労使の連携と協力のもと、以下の実施事項を踏まえた令和6年度化学物質管理強調月間への取組をお願いします。

1. 令和6年度化学物質管理強調月間(2月1日～28日)に実施する事項

- ・製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び化学物質の安全データシート(以下「SDS」といいます。)等による危険有害性等の確認
- ・特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石棉障害予防規則の遵守の徹底
- ・ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
- ・化学物質管理者の選任状況の確認
- ・日常の化学物質管理の総点検
- ・事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ・スローガン等の掲示
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

2. ご参考サイト

(1) 厚生労働省 令和6年度化学物質管理強調月間報道発表資料掲載サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46325.html



(2) 鳥取労働局ホームページ

「化学物質管理強調月間が創設されます」
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01359.html



令和7年4月1日から改正育児・介護 休業法が段階的に施行されます!

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように育児・介護休業法が令和6年5月に改正され、令和7年4月1日から段階的に施行されます。

主な改正内容は以下のとおりです。

令和7年4月1日施行

- 子の看護休暇の見直し(取得事由、対象となる子の範囲の拡大等)
- 子の看護休暇、介護休暇を取得できる労働者の要件緩和
- 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大
- 育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大
- 介護に関する雇用環境整備の義務付け
- 介護に直面した旨を申し出た労働者に対する両立支援制度等について個別周知・意向確認の義務付け
- 介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供の義務付け

令和7年10月1日施行

- 育児期の「柔軟な働き方を実現するための措置」の創設
- 柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知・意向確認の義務付け
- 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の個別の意向聴取・配慮の義務付け

併せて、次世代育成支援対策推進法が改正され、令和7年4月1日から、一般事業主行動計画の策定時に育児休業の取得状況や労働時間の状況把握・数値目標の設定が義務付けられる(従業員101人以上の企業)とともに、くるみん認定基準が改正されます。

詳しくは、下記①②のQRコードをご参照ください。

① 育児・介護休業法 ② 次世代育成支援対策推進法



鳥取労働局では、改正法の趣旨・内容をご理解いただくため、「改正育児・介護休業法等説明会」を開催いたします。詳細については、鳥取労働局ホームページをご覧ください。



また、鳥取労働局では、「仕事と育児・介護の両立支援制度等に関する相談窓口」を設置し、改正法の内容や就業規則の改定等についての相談を受け付けています。お気軽にご利用ください。

鳥取労働局雇用環境・均等室(☎0857-29-1709)

働く皆様に安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。



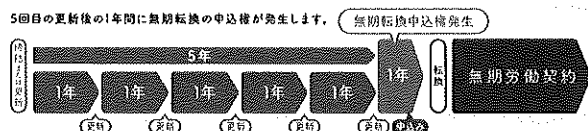
詳しくはホームページ
をご覧ください。

無期転換ルールについて

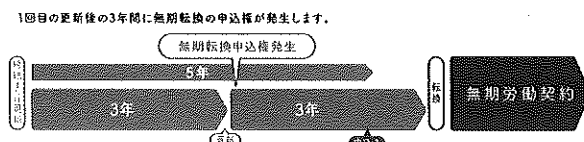
無期転換ルールは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて更新された場合、有期契約労働者（契約社員、アルバイトなど）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

契約期間が1年の場合、5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。有期契約労働者が使用者（企業）に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します。

契約期間が1年の場合



契約期間が3年の場合



また、令和6年4月の労働条件明示のルール改正により、労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が次のとおり追加されています。

対象	明示のタイミング	新しく追加される明示事項
すべての労働者	労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1.就業場所・業務の変更の範囲 【改正労基則第5条第1項第1号の3】
有期契約労働者	有期労働契約の締結時と 更新時	2.更新上限の有無と内容 (有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限) 【改正労基則第5条第1項第1号の2】 + 更新上限を新設・短縮しようとする場合、 その理由をあらかじめ説明すること 【改正雇止めに関する基準第1条】
	無期転換ルールに基づく 無期転換申込権が 発生する契約の更新時	3.無期転換申込機会 無期転換後の労働条件 【改正労基則第5条第5項・第6項】 + 無期転換後の労働条件を決定するに当たり、 他の正社員等とのバランスを考慮した事項の 説明に努めること 【改正雇止めに関する基準第5条】

無期転換ルールは、企業の実務に精通した有期社員が無期労働契約に転換することにより、長期的な人材活用戦略を立てやすくなるなどのメリットが期待されます。

なお、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

詳しくは、無期転換ポータルサイト (<https://muki.mhlw.go.jp/>) でご確認ください。



「女性の活躍推進企業データベース」で公表しましょう!

厚生労働省では、各企業の女性活躍推進法に基づく行動計画や自社の女性活躍に関する情報を公表・掲載するツールとして「女性の活躍推進企業データベース」を運営しています。

データベースを利用することにより、自社の女性の活躍状況や取組状況を就活生や消費者、投資家にアピールすることができ、イメージアップにつながります。また、採用活動におけるアピールポイントになり、優秀な人材の採用につながります。

さらに、同法には、常時雇用労働者数101人以上の企業に、年1回以上の情報公表の更新が義務づけられています。データベースに登録すると更新の時期

をメールでお知らせします。

行動計画の策定、情報公表のためのお役立ちツールとして、行動計画策定支援ツール、一般事業主行動計画の策定例及びデータベース入力操作マニュアルなどが掲載されていますのでご活用ください。

女性の活躍推進企業データベース

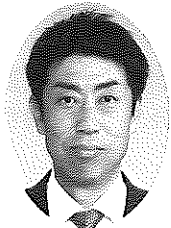
<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

お問合せ先：鳥取労働局雇用環境・均等室

(☎ 0857-29-1709)



東部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会東部支部

副支部長 井 上 裕 章

新年あけましておめでとうございます。

新しい年が始まり、会員の皆様におかれましては、穏やかで健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、東部支部の事業運営に関しまして、多大なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。令和 6 年度の計画事業につきましても、計画通り実施できておりますこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、昨年は、長く新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数年間から、1 年を通じて事業活動や経済活動がコロナ前にもどりながら、コロナ禍で得られた知見や経験による新たな前向な活動が行われた年であったように思われます。

一方で、大きな自然災害の発生、記録的な猛暑、不安定な国際情勢、円安や資源・燃料価格の高騰などが我々の生活にも大きな影響を及ぼし、将来への不安も増した年だったように思います。

このような厳しい事業環境下にある中でも、会員企業の皆さまは、生産性の向上、業務の効率化、人材育成、働き方改革の各種取り組みによる健康の保持増進、賃上げの実施など、労働環境や労働条件の改善・向上に日々努力されていることと思います。

少子高齢化や自然環境の変化が事業環境に及ぼす影響が年々大きくなる中、「人財」の重要性は益々高まっていくと考えます。東部支部は、これからも、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展のために、教育・講習事業を始めとした各種事業を積極的に実施していくことで、会員の皆さまの発展・成長の一助になればと考えております。

2025 年は、乙巳(きのとみ)の年となります。

多くの人にとって成長と結実の時期となる可能性が高いと言われています。「乙」は未だ発展途上の状態を表し、「巳」は植物が最大限まで成長した状態を意味するそうです。

未来をもっと明るくものにしようという皆さまの取り組みがさらに進展するとともに、これまでの努力や準備が実を結び、私たちが住むこの地域が活力あふれる年になりますことを願い、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

令和 7 年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会東部支部

支 部 長 鶴石 健治

副支部長 井上 裕章

事務局長 平井 美敏

副支部長 安東 潔

主 事 藤井 涼子



新年のごあいさつ

鳥取労働基準監督署

署 長 今 井 敏 仁

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年をむかえられたこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、会員の皆様には労働基準行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、建設の事業、自動車運転業務、医師に対する時間外労働上限規制適用開始、新たな化学物質規制の制度の全面施行、労働条件明示の規定の改正など労働基準関係法令の改正が多数ありました。

当署としては、これら改正等事項について、正しく理解していただき、法の趣旨に則った施行が円滑にできるよう、周知、相談、支援に取り組んでまいりました。

また、第 14 次労働災害防止推進計画 2 年目にあたり、同計画の重点事項を中心に、説明会の開催、個別指導などにより労働災害防止に取り組んでまいりました。

今年も労務・安全衛生関係の有用な情報を提供してまいります。

さて、昨年の管内の状況について振り返りますと、労働災害発生件数は、速報値では一昨年よりも減少する見通しとなりました。

しかしながら、死亡災害が発生したこと、重篤な災害を引き起こす墜落転落災害が引き続き多く発生したことなど課題も残りました。

一方、労働相談件数は前年より大幅に増加しており、労働者自らが労働基準監督署に監督権限の発動を求める申告件数は前年の約 2 倍と大きく増加し、また、労災補償関係では、業務の心理的負荷による精神事案や長時間労働による脳心臓疾患事案の請求件数も一定数あり、管内の労働環境の悪化が懸念されるところです。

これらの状況から、当署としては、本年も労働災害の防止、働き方改革にかかる各施策に重点的に取り組み、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援してまいります。

最後に、会員事業場のますますのご発展と、皆様方のより一層のご健勝とご活躍を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

令和 7 年 元旦

◆鳥取労働基準監督署

署 長 今井 敏仁

業務課長 清水 宏幸

第二方面主任 小林 良太

安全衛生課長 宮村 孝

副署長 長谷川 匡男

第一方面主任 田中 博行

第三方面主任 塩見 友樹

労災課長 住谷 正樹

ほか職員一同

令和6年の労働災害の発生状況と対策について

鳥取労働基準監督署

令和6年に発生した鳥取労働基準監督署管内における新型コロナウイルス感染による休業を除いた死亡・休業4日以上死傷者数は、表1 労働災害発生状況のとおりで、令和6年10月末速報値において、全業種で115人となり、前年同時期と比較して、23人、16.7%の減少となっています。死亡者数は、運輸交通業で1人です。なお、前年同時期の死亡者数は2人でした。

主な業種別でみると、製造業、運輸交通業、林業、旅館・ホテル業、保健衛生業で減少し、建設業、卸・小売業、清掃・ビルメンテナンス業では増加しました。

特に建設業では死傷者数の増加が著しく、令和6年10月末時点において33人と、令和5年1年間の死傷者数の28人を大きく上回っています。

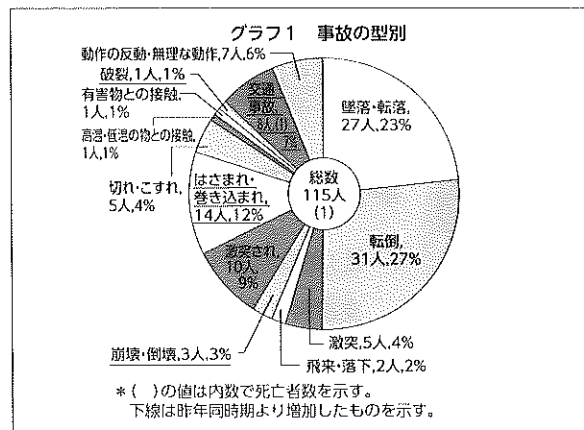
労働災害を事故の型別に分析しますと、グラフ1のとおりで、全産業において、転倒が31人で全体の27%と最も多く、次いで墜落・転落が27人で全体の23%となっています。転倒及び墜落・転落の二つの事故の型で全体の50%を占めています。

また、はさまれ・巻き込まれが14人で全体の12%、激突されが10人で全体の9%となっています。

多発している転倒災害や墜落・転落災害ですが、転倒災害は濡れた床面や段差での躓き等が原因で多く発生しており、4S活動(整理・整頓・清掃・清潔)の徹底、転倒リスクチェックや運動プログラムの導入等転倒しにくい体づくりの取り組みをお願いします。

墜落・転落災害については、はしご・脚立等による作業時やトラックの荷役作業時、階段の昇降時等に多く発生しており、はしご等用具の安全な使用、改正安衛則に基づく荷役作業の安全措置の徹底等が必要です。

鳥取労働局及び鳥取労働基準監督署では、令和5年度より第14次労働災害防止推進計画を定め、各重点事項に応じた対策を推進しております。会員の皆様におかれましても、今後とも、労働災害を防止するために積極的な取り組みをお願い致します。



転倒等リスクチェック



中災防 転倒災害防止のための
身体機能向上セミナー

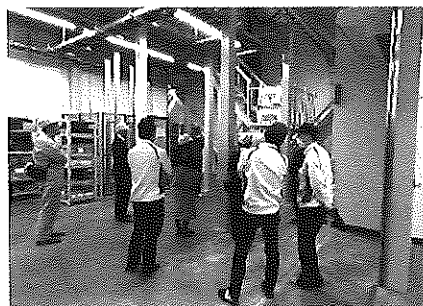


梯子や脚立からの
墜落・転落災害を
なくしましょう!

労務管理・産業安全・労働衛生部会の活動報告

東部支部の労務管理・産業安全・労働衛生の部会の今年度の活動について報告します。

- 安全管理者等安全担当者研修(全国安全週間と産業安全に関する最近の動向(安全の指標から)、日々の安全衛生活動を効果的に行うために必要なこと)を開催。(6月25日)
- 3部会合同委員会を開催。(7月9日)
- 労働法規研修会(熱中症予防対策について、労働基準法施行規則改正(労働条件明示のルール見直し)等について、労働災害の発生状況と労働安全衛生関係法令の改正等について)を開催。(7月9日)
- 衛生管理者等衛生担当者研修(全国労働衛生週間と労働衛生に関する最近の動向(衛生のしおりから)、職場の健康づくり(健康診断結果の見方、活かし方)、治療と仕事の両立のために職場でできること)を開催。(9月20日)
- 優良事業場見学会(見学先:ダイヘン産業機器(株)樟原工場様)を開催。(11月15日)



「ダイヘン産業機器(株)樟原工場」様を見学

労務管理担当者研修のご案内

令和7年1月21日(火)13:30～16:30に、社会保険労務士の方を講師として「2025年4月施行の育児介護休業法等の改正における企業の対応のポイント」についての研修を実施します。多くの方の受講をお待ちしています。

表1 労働災害発生状況 * ()の値は内数で死亡者数を示す。

	令和5年	令和6年	令和5年	増減数	増減率
		10月末	10月末		(%)
全産業	179(3)	115(1)	138(2)	-23	-16.7
製造業	40(1)	21	32(1)	-11	-34.4
建設業	28(1)	33	22	11	50.0
運輸交通業	18	11(1)	15	-4	-26.7
林業	7	2	4	-2	-50.0
卸・小売業	23	18	16	2	12.5
清掃・ビルメンテナンス業	4(1)	4	3(1)	1	33.3
旅館・ホテル業	5	1	4	-3	-75.0
保健衛生業	31	12	21	-9	-42.9
その他産業	23	13	21	-8	-38.1

西部支部だより



新年のごあいさつ

(一社)鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永 東 康 文

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は、会員及び関係行政機関の皆様方に、当支部の事業運営につきまして多大なるご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、コロナ禍からの脱却により社会経済活動の正常化が進むなか、エネルギー価格の高騰や長期にわたる物価の上昇は、私たちの生活に直接影響を及ぼし厳しい状況が続いています。

一方、労働を取り巻く環境についてみますと、昨年 4 月から、運送・物流、建設業等の業種についても、働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制が適用されたなか、いわゆる「2024 問題」における課題を解決するため、労働環境の改善、生産性の向上等、働き方改革を推進する取り組みを今後もしっかりと進めていく必要があります。

このような状況の中で、当支部の事業運営を振り返りますと、講習会、研修会は計画どおり開催し、ほとんどの事業を円滑に実施することができました。特に、鳥取県産業安全衛生大会におきましては米子会場で開催され、開催準備には多数の専門委員の皆様方にお手伝いいただき感謝申し上げます。併せて、会員の皆様方には事業運営に関しご理解とご協力をいただき、また、関係行政機関の皆様方にはご指導を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

ところで、令和 5 年の米子労働基準監督署管内の労働災害発生状況(出典:米子労働基準監督署)によりますと、「全業種 事故の型別」では「転倒災害」が 34%を占めており、「転倒災害」を年代別でみると 60 歳以上が 55%、50 歳代以上まで広げると 88%を高年齢労働者が占めています。この時期は特に積雪や凍結による転倒等の危険が増すことが予想されることもあり、高年齢労働者の特性に配慮した基本的な災害防止対策の取り組みや、感染予防など労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切です。

2025 年は、日本人の 5 人に 1 人が 75 歳以上の後期高齢者となる「超高齢化社会」を迎え、少子高齢化による様々な社会問題が発生すると懸念されています。当支部におきましては、本年も引き続き関係行政機関と連携のもと、各種研修会、講演会等を通じて各種情報提供させていただきながら、講習・教育などの事業を通じて、労働災害防止に向けた各種普及啓発活動に努めてまいりたいと思っておりますので、会員の皆様方のより一層のご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、会員の皆様方の益々のご健勝とご発展を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新春のご挨拶を申し上げます

令和 7 年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会西部支部

支部長 永東 康文

副支部長 森安 誠

事務局長 古磯 和義

副支部長 森 紳二郎

主 事 伊藤 敏江



新年のご挨拶

米子労働基準監督署

國 政 達 也

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、令和 7 年の新春を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年もいろいろな出来事があり、明るい話題としてはパリ五輪での日本人選手の活躍がありましたが、なんといってもドジャースの大谷選手の大活躍でしょう。

某社の 2024 年検索ランキングでも「ドジャース」が 1 位になっていました。

今年は再び二刀流になるとのことですが、昨年以上に大活躍を見せてくれ、日本に喜びと活気を与えていただきたいと思います。

逆に心配な出来事としては、膠着状態のウクライナ情勢やアメリカの次期大統領が再びトランプ氏になったことで、日本にどんな影響が出てくるかなどがありました。

その他にも地震関連のこともありましたが、いずれも大事に至らないことを願っております。

今年 1 年も「誰もが働きやすい職場環境づくり」を目指して、署員全員で一丸となって業務を進めてまいりますので、会員の皆様のご理解とご協力を引き続きお願いいたします。

今年も会員の皆様健康で過ごされますよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

令和 7 年 元旦

◆米子労働基準監督署

署 長 國政 達也

監督課長 森山 誠也

安全衛生課長 松田 宏昌

労災課長 松田久美子

ほか職員一同

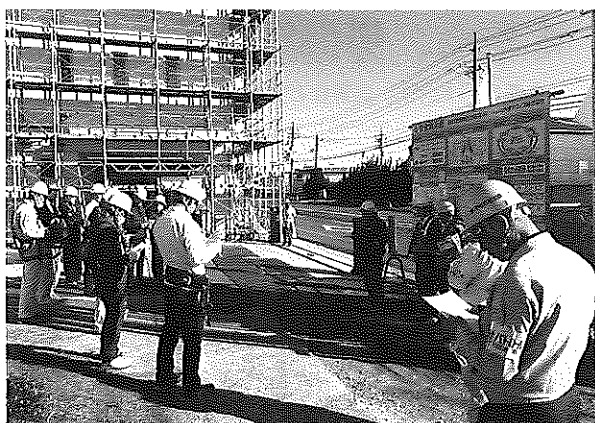
「ゼロ災55」無災害運動期間中に 建設現場の合同パトロールを 実施しました

鳥取県内で毎年年末に展開している「「ゼロ災55」無災害運動」(令和 6 年の運動期間:11 月 7 日(木)～12 月 31 日(火)の 55 日間)の運動期間中である 11 月 25 日(月)に、同運動の周知と建設現場の災害防止対策の徹底を図るため、米子地区建設業労働災害防止協議会が主催し米子労働基準監督署のご協力のもと、松田安全衛生課長に同行していただき、建設現場の合同パトロールを実施しました。

パトロールは 2 班に分かれ、各班 2 現場を対象に実施しました。

各現場では、現場担当者から、工事の進捗状況や現場で取り組まれている災害防止対策について説明を受けた後に、現場内における危険個所の安全管理、整理整頓、見える化などの状況を確認しました。

パトロール実施後は米子食品会館において検討会を開催し、各班で写真撮影した現場の様子をスライドで映しながら点検結果を発表し、改善が必要な点や参考となる点を参加者で共有しました。その後、米子労働基準監督署 松田安全衛生課長から総評をいただき、高年齢労働者の労働災害防止及び、「転倒」・「墜落、転落」災害防止を重点に、今後も現場の安全管理を徹底し、無災害で工事を完了されるよう要望され、検討会を終了しました。



「労務管理研修会」を開催します

日 時 令和7年2月5日(水) 13:30~17:00
場 所 米子食品会館
内 容 労務管理について

中部支部だより



新年ご挨拶

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

支部長 馬 野 慎一郎

謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は労働行政の皆様そして会員事業所の皆様には大変お世話になりました。本年も引き続きよろしくお願い申し上げます。

円安や人手不足に起因する資材高騰・人件費高騰等により我々地方の、とりわけ中小企業にとって厳しい経営環境が続いております。昨秋誕生した石破内閣による経済政策や地方創生等の諸施策に期待を寄せたいところです。令和7年の干支は乙巳(きのと・み)に当たり、乙(きのと)はしなやかに伸び広がる草木を表わし、また巳(み)は蛇を象徴し脱皮を繰り返しながら永らえる神の使い手として崇められたそうです。乙巳の今年は「変化や再生を繰り返しながら柔軟に発展していく」年という巡りのようです。本年が会員事業所様にとりまして輝ける一年になることをお祈り申し上げます。

振り返れば令和6年は1月1日から能登半島の震災があり、また全国的に台風や豪雨災害も多く発生した年でした。また記録的な猛暑により会員事業所の皆様も何かと苦勞されたのではないかと思います。災害に備えたBCP(事業継続計画)の策定や、労働者の体調管理対策などより一層のリスク管理をしなければならぬ思いを新たにしました。

事業所内での安全衛生管理は不変のテーマであります。労働災害防止のためのトップの決意、そして計画の策定と実施を行い、この一年も働かれるすべての皆様が安全安心に、そして健康に過ごされるよう努めましょう。引き続き「墜落・転落」「転倒」「はさまれ・巻き込まれ」を原因とする事故が重篤な労働災害につながっています。リスクアセスメントや危険予知活動、日々の巡回活動等により危険の芽を摘み取りましょう。

ここ数年で働き方改革という言葉が世の中に定着してまいりました。事業所それぞれの実態に即したメンタルヘルス対策や残業抑制対策を行うこと、またキャリア形成やリスクリングなどで労働者の皆様がモチベーションを持って働ける職場、活力ある組織づくりを行うことはあらゆる業種で人手不足が常態化する中で採用推進や離職防止の大きな力になることでしょう。

本年も安全衛生教育の実施や情報提供・相談等を通じて会員の皆様へ役立てていただけるよう努めてまいります。本年が関係者各位にとりまして安らかな一年、幸多き一年になりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹んで新年のご挨拶を申し上げます

令和7年 元旦

◆一般社団法人鳥取県労働基準協会中部支部
支 部 長 馬野 慎一郎
副支部長 上本 智宣 副支部長 行壽 啓之
事務局長 深田 一徳 主 事 谷川 妙香



新年のご挨拶

倉吉労働基準監督署

署 長 岡 野 有 己

新年あけましておめでとうございます。

鳥取県労働基準協会会員の皆様には健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、昨年中は労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

物価高騰、人材確保難など就労環境、経営環境に課題をかかえる中で、昨年は、多様な人材の活躍と人材確保支援、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組むという行政方針のもと、労働基準監督署として、建設業、自動車運転者、医師などの適用開始業務等に対する労働時間上限規制の周知や働き方改革の推進支援、賃上げや同一労働同一賃金の実現、柔軟な働き方のための環境整備を図りながら、長時間労働の抑制や法定労働条件の確保、第14次労働災害防止計画を踏まえた労働災害防止対策の推進などの取組を行い、会員の皆様方には、それぞれ実情に応じて積極的に対応いただきましたことに改めて御礼申し上げます。

現状課題に関しましては、経営難による賃金不払の未然防止、36協定の適正な締結と遵守、休憩時間の実質的な確保、管内の休業4日以上労働災害の約3割を占める転倒災害の防止、高年齢労働者対策、いじめ・嫌がらせとハラスメントの相談件数が依然高い水準にあるところ、精神障害に係る労災請求も増加しておりメンタルヘルス、ハラスメント防止対策の推進などに取り組んでいくことの重要性を感じているところであります。

本年も従前方針と管内の現状課題に応じた対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、会員の皆様方の、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の益々のご発展とご活躍を祈念申し上げまして新年のごあいさつとさせていただきます。

本年もよろしくお願い申し上げます

令和7年 元旦

◆倉吉労働基準監督署

署 長 岡野 有己

監督・安衛課長 宇山 俊貴

労災課長 門脇 貴洋

ほか職員一同

冬季もさまざまな対策を！

倉吉労働基準監督署では「転倒」など労働者の「動き」に関連した労働災害の防止に取り組んでいます。

特に、冬季では次の対策をお願いします。

①危険箇所の把握

- ・リスクアセスメント、KY（危険予知）活動
- ・安全衛生教育での活用
- ・適切な移動経路の設定
→補修箇所などの発見にもつながる

②転倒の原因となるものを「なくす・へらす」

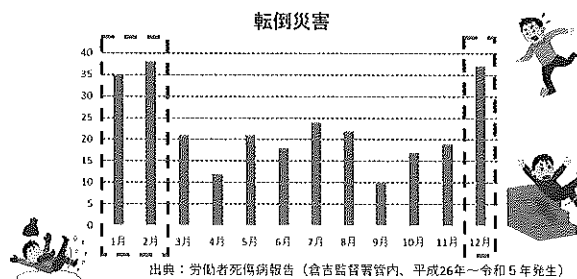
- ・障害物、不要物の撤去、置き場所の指定
- ・通路の凹凸、穴の解消
- ・凍結、積雪箇所の解消（融雪剤、雪かき…）
- ・履物のサイズ、バランス、裏面のすり減り具合の確認

③転倒リスクを「知らせる」

- ・段差、車止めなどの「見える化」
- ・トラテープ、反射板などの貼り付け
- ・ピクトグラムを用いたわかりやすい表示
- ・補修中の箇所、危険箇所の立入禁止表示

冬季も、労働災害防止を！

冬季は「転倒」災害など労働者の「動き」に関連した労働災害が特に増加する傾向にあります。



チェック項目

チェック項目	☒
作業場所：通路に物を放置していませんか？	☐
通路に凹凸や穴はありませんか？	☐
事業場内の室温は適切ですか？	☐
履物のサイズ・裏面のすり減り具合に問題はないですか？	☐
機械設備・道具のコードが通路に放置されていませんか？	☐
雨天時、事業場内で滑りやすい箇所の把握はできていますか？（特に冬季の凍結箇所）	☐
作業場所：通路に水や洗剤はこぼれていませんか？	☐
調理場・浴室などの水場では、こまめに清掃していますか？	☐
ケガをしにくい身体づくりのための取組を行っていますか？	☐

倉吉労働基準監督署

(R6.12)

労務管理担当者研修を開催します

日 時	令和7年2月13日（木）13：30～17：00
場 所	倉吉体育文化会館
内 容	労働行政の現状と課題について 育児介護休業法の改正における企業の対応のポイント

中部支部において、令和7年4月に伯耆しあわせの郷で「雇入れ時の安全衛生教育（ビジネスマナー教育含む）」を実施しますので、ご参加いただきますよう宜しくお願いします。